

## 公立病院改革プラン(案)の概要

団 体 名		丸森町					
プ ラ ン の 名 称		丸森病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 12日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 24年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	丸森町国民健康保険丸森病院					
	所 在 地	宮城県伊具郡丸森町字鳥屋27					
	病 床 数	90床					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・小児科・歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		町民の生命と健康を守るため、良質な医療を安定的に提供するとともに、各種健診・健康づくり事業などの疾病予防、介護予防に積極的に取り組み、地域の医療水準の向上に貢献する役割が求められている。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		地域医療の中で期待される役割を適切に果たしていくために実施している事業で、採算が取れない救急医療の確保、集団検診等の保健衛生に関する経費及び高度医療に要する経費等については、可能な限り経営の効率化に努めることを前提としつつ、一般会計において繰出基準に基づいた繰出しの対象とする。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	90.0%	86.0%	88.0%	89.0%	90.0%	
	職員給与費比率	54.4%	56.0%	54.0%	54.0%	54.0%	
	病床利用率	83.8%	79.0%	82.0%	83.0%	85.0%	
上記目標数値設定の考え方		建物や医療設備等の減価償却費については、現金の支出は伴わないが、一般会計からの繰入はないため、経常収支比率で100%以上にはならない。職員給与比率については、業務の外部委託や各種手当の見直しにより給与費の削減を実施しているが、職員の異動が極端に少ないため、目標値に大きな変動はない。病床利用率については、国の医療費抑制策による診療報酬の改正及び患者負担の増加により、平成20年度は大幅に患者数が減少したが、患者数の増加を図るため、職員の待遇改善、特定健診事業の導入及び地域医療の充実などを実施し、患者数の増加を図っていく。(経常黒字化の目標年度：未定)					

				団体名 (病院名)	丸森町 (丸森町国民健康保険丸森病院)		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院患者数		27,596	26,000	27,000	27,500	28,000	
外来患者数		49,314	47,000	48,000	48,500	49,000	
救急車の受け入れ患者数		182	190	200	200	200	
医療相談等の件数		987	1,400	1,450	1,500	1,550	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	ボイラー運転業務の外部委託により、年間200万円の経費削減を見込んでいる。平成21年度に医師の特殊勤務手当等を見直し、費用の削減を図る。さらに、健診事業の受け入れ体制を見直し、受診患者数の増加を図りながら、併せて新規外来患者数の増加を図る。				
		事業規模・形態の見直し	入院施設については、平成19年度の一般病床55床と療養病床35床の利用率が80%以上であり、国が示した削減対象となる利用率70%未満を超えているので、現行の90床体制を継続していく。 経営形態については、現行の地方公営企業法の一部適用から全部適用、指定管理者制度及び地方独立行政法人(非公務員型)に経営形態を移行した場合のメリット・デメリットを検討した結果、当面は現状の経営形態を維持し、医療サービスの提供を継続していく。				
		経費削減・抑制対策	職員給与費については、医事・受付業務、給食業務、清掃業務、ボイラー運転業務等の外部委託及び医師の特殊勤務手当等の見直しにより経費の削減を図る。 また、医療機器の更新にあたっては、一括購入ではなくリースによる計画的な導入を検討していく。				
		収入増加・確保対策	町内の医療機関と連携を図って地域ニーズを反映した「地域連携」の仕組みの構築を図り、紹介患者及び逆紹介患者の増加を図ることで、収入増加を目指すとともに、健診事業に力を入れて保険外収入の増加を図る。				
		その他	職員の待遇及びサービスの向上を図るため、積極的に研修会等に参加させるとともに、病院内においても定期的に職員研修会を開催し、職員の質の向上とレベルアップを図っていく。				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	73.20%	18年度	79.50%	19年度	83.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	丸森町 (丸森町国民健康保険丸森病院)
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当院は宮城県の地域医療計画において設定された二次医療圏の中の仙南医療圏に属している。面積は1,551km <sup>2</sup> (仙台市の約2倍)・人口は約186,400人で5つの公立病院と1診療所が配置されている。その内の2つが二次医療機関である。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	未定		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 改革プラン策定時に再編・ネットワーク化について検討した。	<内容> これからも現状を維持し地域で唯一の国保病院として、再編・ネットワーク化はせずに、住民のニーズに応えられる地域医療を展開していく。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	医療監・院長・事務長等8名で構成する病院経営者管理者会議で、毎月の収支状況や患者報告を行っており、その会議において改革プランの点検・評価・公表等について協議する。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	点検・評価は毎年8月頃を予定している。		
	その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	丸森町(丸森町国民健康保険丸森病院)
--------------	--------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	878	935	928	961	966	971
	(1) 料 金 収 入	723	772	731	754	767	777
	(2) そ の 他	155	163	197	207	199	194
	うち他会計負担金	79	81	97	97	97	97
	2. 医 業 外 収 益	140	126	108	106	105	103
	(1) 他会計負担金・補助金	137	123	106	104	103	101
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金						
	(3) そ の 他	3	3	2	2	2	2
	経 常 収 益 (A)	1,018	1,061	1,036	1,067	1,071	1,074
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,108	1,103	1,146	1,158	1,151
(1) 職 員 給 与 費 c		530	509	520	521	522	524
(2) 材 料 費		106	111	117	116	116	116
(3) 経 費		218	235	280	282	276	273
(4) 減 価 償 却 費		138	135	130	129	129	120
(5) そ の 他		116	113	99	110	108	109
2. 医 業 外 費 用		75	76	62	60	58	56
(1) 支 払 利 息		55	54	51	49	47	45
(2) そ の 他		20	22	11	11	11	11
経 常 費 用 (B)		1,183	1,179	1,208	1,218	1,209	1,198
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	-165	-118	-172	-151	-138	-124	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	1	2	2	2	2	2
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	-1	-2	-3	-2	-2	-2
純 損 益 (C) + (F)	-166	-120	-175	-153	-140	-126	
累 積 欠 損 金 (G)	1,599	1,719	1,894	2,047	2,187	2,313	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	344	323	262	232	227	222
	流 動 負 債 (イ)	58	47	77	67	67	67
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ)							
	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}						
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	86.1%	90.0%	86.0%	88.0%	89.0%	90.0%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(J)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	79.2%	84.8%	81.0%	83.0%	84.0%	85.0%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	60.4%	54.4%	56.0%	54.0%	54.0%	54.0%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
病 床 利 用 率	79.5%	83.8%	79.1%	82.2%	83.7%	85.2%	

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債						
	2. 他会計出資金	54	56	58	59	61	62
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計 (a)	54	56	58	59	61	62
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	54	56	58	59	61	62	
支 出	1. 建設改良費	18	19	20	20	20	20
	2. 企業債償還金	67	70	71	74	76	78
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計 (B)	85	89	91	94	96	98
差引不足額 (B) - (A) (C)	31	33	33	35	35	36	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	31	33	33	35	35	36
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計 (D)	31	33	33	35	35	36
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( 0) 216,307	(30,540) 204,127	( 0) 202,383	( 0) 200,951	( 0) 199,476	( 0) 197,956
資本的収支	( 0) 53,693	( 0) 55,873	( 0) 57,617	( 0) 59,049	( 0) 60,524	( 0) 62,044
合計	( 0) 270,000	(30,540) 260,000	( 0) 260,000	( 0) 260,000	( 0) 260,000	( 0) 260,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。